

公募型プロポーザル方式による新潟県赤十字会館建替工事
設計・監理業務者選定手続きの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和2年10月7日

日本赤十字社 新潟県支部
支部長 花角 英世

1 業務概要

(1) 業務名

新潟県赤十字会館建替工事設計・監理業務

(2) 業務場所

新潟県新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番12号

※現所在地における解体および新社屋の建設となること。

都市計画条件

都市計画区域：新潟市都市計画区域

市街化区域：市街化区域

用途地域：第一種中高層住居専用地域

建蔽率：60%

容積率：200%

防火・準防火地域：準防火地域

(3) 業務内容

基本設計、実施設計、既存建物解体実施設計、工事監理業務、各種法令手続等

(4) 業務概要（予定）

プロポーザル説明書を参照のこと。

(5) 業務期間（予定）

ア 基本設計・実施設計期間

令和3年1月～令和3年7月

イ 監理期間（工期）

令和3年8月～令和4年9月

2 プロポーザル参加資格

本プロポーザル参加者の必要な資格は、以下の条件を全て満たす単体の組織であること。

(1) 次に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社本社又は日本赤十字社新潟県支部の競争入札参加資格の資格等級において、設計・測量の「建築設計・監理」でA等級の認定を受けていること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をし、設計・工事監理業務を（参加表明書提出期限時点）10年以上継続していること。
- (4) 平成22年4月1日以降に日本国内において、竣工又は工事中の業務で以下に示す工事と同規模以上の新築工事に係る設計監理業務の実績を有すること。鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上2階建以上かつ延床面積1,500㎡以上の建物。
- (5) 本件プロポーザル参加表明書の提出期限日から設計・監理者特定時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、または新潟県内で行われる設計・監理業務の不正行為等に基づき、新潟県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、新潟県及び国において同一の不正行為等による指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止等が終了する期間を対象としたうえで、参加表明書の提出期限日から設計・監理者特定時までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本件業務の履行に必要な要員を担当チームに配置できる者であること。
- (9) 同一組織からの参加は1組に限ること。
- (10) 事業を組合形式で実施する団体において、管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その担当者が所属する事務所は別組織として参加することはできないこと。

3 プロポーザル提出者の選定基準

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力（業務経歴等）	・ 主要業務の実績及び同種・類似業務の実績件数 ・ 技術者数及び有資格者数
2. 担当チームの能力 （技術者の経験及び能力）	・ 管理技術者及び主任技術者の資格・経験 ・ 管理技術者及び主任技術者の業務実績

4 プロポーザルの特定基準

評価項目	評価事項
1. 担当チームの対応 （業務の実施方針、手法及び 提案）	・ 実施方針の妥当性 ・ 説明書の理解度 ・ 提案の的確性・独創性・実現性

5 手続等

(1) 担当部署

郵便番号 951-8127

新潟県新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番12号

日本赤十字社新潟県支部 総務課

電話 025-231-3121

FAX 025-231-3122

電子メール info@niigata.jrc.or.jp

(2) プロポーザル説明書の配付期間、配付場所

ア 配付期間

令和2年10月7日(水)から令和2年10月26日(月)

土曜日、日曜日を除く10時00分から16時00分までとする。

イ 配付場所

5(1)による。

ウ その他

日本赤十字社新潟県支部のホームページ (<http://www.niigata.jrc.or.jp>)
から入手することも可能である。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和2年10月27日(火)

土曜日、日曜日を除く10時00分から16時00分までとする。

イ 提出場所

5(1)による。

ウ 提出方法

持参又は郵送（10月27日必着、配達証明付書留郵便に限る。）とする。
電送によるものは受け付けない。

(4) プロポーザル提出要請書の通知

通知日

令和2年11月4日（水）

(5) プロポーザルの提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和2年12月4日（金）

土曜日、日曜日を除く10時00分から16時00分までとする。

イ 提出場所

5（1）による。

ウ 提出方法

持参又は郵送（12月4日必着、配達証明付書留郵便に限る。）とする。

電送によるものは受け付けない。

(6) ヒアリング

プロポーザルの提出者に対して、プロポーザルに関するヒアリングを行う。

なお、プロポーザルの審査結果及びヒアリング対象者へのヒアリング日時、場所、留意事項等は別途通知する。

6 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 契約書はプロポーザル特定後、業務委託契約時に作成する。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5（1）による。

(4) 上記2（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も、上記5（3）により参加表明書等を提出することができるが、参加表明書の提出時まで、上記2（2）に掲げる当該資格の認定を受けなければならない。

(5) 詳細はプロポーザル説明書による。